

# 「無期転換ルール」の円滑な導入について

## 無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。対象となる労働者は、原則として、**契約期間に定めがある「有期労働契約」**が同一の会社で5年を超える全ての方が対象です。



## 「無期転換ルール」に関する情報はこちら

無期転換サイト

検索

## 有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換ルールの概要や多く寄せられる質問のQ & Aなどを掲載しています。

## 雇止め・契約期間中の解雇について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇等を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。



有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。契約更新上限を設けた上で、クーリング期間を設定し、期間経過後に再雇用を約束した上で雇止めを行うことなどは、法の趣旨に照らして望ましいものとは言えません。契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

【お問い合わせ先】



厚生労働省 鹿児島労働局雇用環境・均等室

099-223-8239